

令和5年第3回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月29日(水) 午前9時30分～午前9時48分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 18名

会長	19番	今田邦彦			
会長職務代理	18番	畑雄二			
委員	1番	澁谷英昭	2番	白木義一	
	4番	太田秀樹	5番	貞廣樹良	
	6番	鈴木孝典	7番	高橋修	
	8番	吉田彰	9番	長谷川彰徳	
	10番	赤澤良一	11番	柏葉政良	
	12番	岩間秀一	13番	中澤裕幸	
	14番	齊藤良平	15番	峯崎光行	
	16番	田中政幸	17番	伊藤貢三	

欠席委員(1名) 3番 森良明

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長谷川農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第5 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可の件
 - 第6 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
 - 第7 議案第12号 令和5年度農業委員会事業計画決定の件
 - 第8 議案第13号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針決定の件
 - 第9 議案第14号 令和5年度最適化活動の目標の設定等決定の件

令和５年第３回農業委員会総会

- 議長 　　ただいまより、令和５年第３回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。
- 議長 　　この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。議席番号３番森良明委員は都合により欠席いたします。
- 議長 　　つぎに日程の第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、議席番号１４番齊藤良平委員、１５番峯崎光行委員を指名いたします。
- 議長 　　つぎに、日程の第２、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日１日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
- 委員
議長 　　（なしの声）
ご異議なしと認めます。
よって会期は本日１日とすることに決定をいたします。
- 議長 　　つぎに、日程の第３、諸般報告に入ります。諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。
- 議長 　　つぎに、３月６日から開催された、令和５年第１回市議会定例会について、事務局から報告願います。
- 事務局長
議長 　　（報　告）
以上で報告が終わりました。
ご質問ございませんか。
- 委員
議長 　　（なしの声）
ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
- 議長 　　つぎに、日程の第４、議案第９号、農地法第３条第１項の規定による許可の件を議題といたします。
事務局から説明を求めます。
- 山下次長 　　ただいま議題となりました議案第９号、農地法第３条第１項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。
これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可

否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第9号資料のとおりとなっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員 (なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決定をいたします。

議長 つぎに、日程の第5、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

長谷川係長 ただいま議題となりました議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可の件についてご説明いたします。1番～2番について一括してご説明いたします。申請理由は、基盤整備事業へ土石を供給し、また土石採取後は農地へ復元を行うため隣接地との高低差を緩和し農地としての活用を促進するものです。なお、10ページから17ページ、別添調査書のとおり申請地は農用地区域内農地に該当しますが、申請の目的である土石採取は、特定の土地における地下資源の採取であり、用地選定については任意性がなく、代替地はないと判断でき、また、美唄市農業振興地域整備計画においても支障はないとの意見書も市より提出されていることから、農地法第5条第1項の規定の許可相当と判断いたします。場所につきましては、議案第10号資料のとおりとなっております。また、転用案件でありますので、北海道農業会議への意見聴取を行い、北海道農業会議から回答される意見が「許可相当」であった場合は、会長専決において速やかに許可証を交付するものとし、回答される意見が「許可不相当」の場合は、再度総会に諮ることとし、いずれの結果につきましても総会において報告いたします。

以上で事務局から説明を終わります

議長 ただいま、事務局から説明のあった農地法第5条第1項の規

議 長	定による許可の件について、質疑を行います。
	これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、原案のとおり許可相当と判断し北海道農業会議へ意見聴取することに決定をいたします。
議 長	つぎに、日程の第 6、議案第 11 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号 1 番の審議を行いますので、赤澤良一委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。
	(赤澤良一委員 一時退席)
議 長	事務局から番号 1 番について、説明を求めます。
長谷川係長	ただいま議題となりました議案第 11 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 1 番についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。
	利用権の設定の種類は所有権移転です。
	(議案朗読省略)
	個人が利用権の設定等を受けるものであり、28 ページ別添 1 調査書のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましても、議案第 11 号資料番号 1 番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましても 3 月 29 日を予定しております。
議 長	以上で事務局からの説明を終わります。
	ただいま、事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 1 番について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。
	(赤澤良一委員 着席)
議 長	引き続き、番号 2 番の審議を行いますので、鈴木孝典委員は

	審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。
	(鈴木孝典委員 一時退席)
議 長	事務局から番号２番について、説明を求めます。
長谷川係長	ただいま議題となりました議案第１１号農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号２番についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。
	利用権の設定の種類は賃借権設定です。
	(議案朗読省略)
	個人が利用権の設定等を受けるものであり、２８ページ別添１調査書のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第１１号資料番号２番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては３月２９日を予定しております。
	以上で事務局からの説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号２番について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。
	(鈴木孝典委員 着席)
議 長	引き続き、事務局から番号１番・２番以外について説明を求めます。
長谷川係長	ただいま議題となりました議案第１１号、番号１番・２番以外についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。
	利用権の設定の種類は３番～１１番は所有権移転、１２番～３２番は賃借権設定です。
	(議案朗読省略)
	番号３番～５番・８番～９番・１１番～１２番・１４番～２５番・２７番～３２番は個人が利用権の設定等を受けるもので

		あり、２８ページ別添１調査書、番号６番～７番・１０番・１３番・２６番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、２９ページ別添２調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第１１号資料３番～３２番のとおりでなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては３月２９日を予定しております。
		以上で事務局からの説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号１番・２番以外について質疑を行います。
		これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって原案のとおり決定をいたします。
議	長	つぎに、日程の第７、議案第１２号、令和５年度農業委員会事業計画決定の件を議題といたします。
		事務局から説明を求めます。
事務局長		ただいま議題となりました議案第１２号、令和５年度農業委員会事業計画決定の件について、ご説明いたします。総務委員会から下記のとおり報告がありましたので付議するものです。事業計画作成の経過としましては、１月３０日開催された総務委員会及び農振委員会、並びに２月２８日に開催された委員協議会において、協議・検討を行い原案の承認を得たものです。結果につきましては、令和５年度農業委員会事業計画（案）別冊のとおりとなっております。
		なお、内容につきましては、委員協議会でご説明した内容と変更はありません。以上で事務局からの説明を終わります。
議	長	ただいま事務局から説明があった令和５年度農業委員会事業計画決定の件について、質疑を行います。
		これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定し、事業に取り組んで行くことといたします。
議	長	つぎに、日程の第８、議案第１３号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針決定の件を議題といたします。

事務局長	事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第13号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針決定の件について、ご説明いたします。総務委員会から下記のとおり報告がありましたので付議するものです。指針作成の経過としましては、2月28日に開催された委員協議会において、協議・検討を行い原案の承認を得たものです。結果につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）別冊のとおりとなっております。 なお、委員協議会でご説明した内容と変更はありません。 以上で事務局からの説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明があった農地等の利用の最適化の推進に関する指針決定の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委員 議長	（なしの声） ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。
議長	つぎに、日程の第9、議案第14号、令和5年度最適化活動の目標の設定等決定の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
山下次長	ただいま議題となりました議案第14号、令和5年度最適化活動の目標の設定等決定の件について、ご説明いたします。総務委員会から下記のとおり報告がありましたので付議するものです。目標の設定等の経過としましては、2月28日に開催された委員協議会において、協議・検討を行い、原案の承認を得たものです。結果につきましては、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）別冊のとおりとなっております。なお、委員協議会で説明した内容から、認定農業者の経営体数を修正しました。これ以外については変更ございません。 以上で事務局からの説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明があった令和5年度最適化活動の目標の設定等決定の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委員 議長	（なしの声） ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。

議 長

以上をもちまして、第3回農業委員会総会は閉会いたします。